

新	旧
<p data-bbox="528 268 1216 304" style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="246 367 569 394">1 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="290 405 1418 541">(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p data-bbox="270 590 1418 653">なお、「原子力災害対策指針 <u>（最新改定日 平成29年7月5日）</u>」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p data-bbox="1843 268 2531 304" style="text-align: center;">第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</p> <p data-bbox="1561 367 1884 394">1 屋内退避及び避難誘導</p> <p data-bbox="1605 405 2733 541">(2) 市町村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとる。</p> <p data-bbox="1584 590 2733 653">なお、「原子力災害対策指針 （平成24年10月31日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>